

議会運営委員会

日時 令和5年2月24日（金）

午後3時30分から

場所 第1委員会室

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 委員長報告後の議案の取り扱いについて（2月15日上程分） 資料1
- (2) 追加議案について 資料2
- (3) 追加議案の取り扱いについて 資料3
- (4) 国道1号島田バイパス大代インターチェンジの名称変更を求める意見書（案）について 資料4
- (5) 2月定例会の一般質問（代表質問・個人質問）の割り振りについて
- (6) 3月13日以降の各会議におけるマスクの着用に係る取り扱いについて 資料5

4 その他

- (1) 会期中の議会運営委員会の開催予定について
 - ① 3月8日（水） 午前9時00分から
 - ・会議規則第35条の2に基づく資料要求の取り扱いについて（※）
 - ※資料要求があった場合
 - ② 3月24日（金） 午前9時30分から
 - ・最終日の議案の取り扱いについて ほか
- (2) 令和5年度第1回議会報告会「市民との意見交換会」の開催について 資料6
- (3) 島田市議会「防災対策に関する提言書」に対する対応及び考え方について
- (4) 「島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」の制定について
- (5) 「島田市議会議員のソーシャルメディアの活用についての指針」の制定について
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る傍聴人の取り扱いについて

5 閉会

資料 1

議案の取り扱い〔第13日 令和5年2月27日（月）〕

1 委員長報告後の議案の取り扱い

該当があるもの=○、該当がないもの=●

	議案番号	件名	委員長報告に対する質疑	討論	採決	
					簡易	起立
1	議案第2号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第13号）	○	●	○	
2	議案第3号	令和4年度島田市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	○	●	○	
3	議案第4号	令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）				
4	議案第5号	令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第5号）	○	●	○	
5	議案第6号	工事請負契約の変更について	○	●	○	
6	議案第7号	財産の取得について（新庁舎窓口カウンター）				
7	議案第8号	財産の取得について（新庁舎ハンドル式移動棚）				
8	議案第9号	財産の取得について（新庁舎執務用机）				

資料 2

追加議案（令和5年2月27日 追加分）

番 号	件 名
議案 第 43 号	財産の取得について（新庁舎執務用ロッカー等収納庫）
議案 第 44 号	財産の減額貸付について

1 議案の取り扱い（令和5年2月27日 追加分）

該当があるもの=○、該当がないもの=●

議案番号	件名	説明	質疑	付託委員会			委員長報告に対する質疑	討論	採決
				総務生活	厚生教育	経済建設			
1 議案第43号	財産の取得について（新庁舎執務用ロッカー等収納庫）	○	○	○			○	○	○
2 議案第44号	財産の減額貸付について			○					

2 追加議案の取り扱い（流れ）について

〈議案第10号から議案第42号までの33件の市長による提案理由の一括説明後〉

- 議案上程（2/27追加提出分）2件・・・提案理由の説明（市長）
議案第43号・議案第44号 計2件を一括説明



- 次のとおり（議案第10号から議案第42号までの33件と同様の流れ）
 - ・3/13（月）：議案質疑 ※質疑の通告締切日時：3/6（月）午後3時
 - ・3/27（月）：委員長報告に対する質疑 → 討論 → 採決

資料 4

国道1号島田バイパス大代インターチェンジの名称変更を求める意見書（案）

本市は、静岡県中部に位置し、大井川の両岸に広がる面積約 315.7 k m²の市域を有している。本市の中央部を新東名高速道路が東西に通過するほか、その南側には国道1号、東海道本線・東海道新幹線が通るなど、首都圏と中京圏をつなぐ交通の要衝となっている。このうち、市域を東西に横断する国道1号では、4車線化に向けた事業が進められているほか、御前崎港と国道1号菊川インターチェンジを結ぶ「金谷御前崎連絡道路」の整備も進められている。

一方、南北に目を向けると大井川鉄道大井川本線が通り、奥大井の玄関口として観光客をはじめ多くの来訪者を迎えている。令和2年11月に新東名高速道路島田金谷インターチェンジ及び大井川鉄道大井川本線門出駅近傍に誕生した大井川流域観光の交流拠点「KADODE OOIGAWA」は、地域内外の人が集まる賑わい交流拠点を形成している。一般道路における当該交流拠点へのアクセスは、国道1号島田バイパス大代インターチェンジが近傍のインターチェンジとなっている。

高速道路や一般道路などのインターチェンジは一般的に当該地の地名とするものと理解している。しかしながら、大代インターチェンジは所在地が島地区であり、大代地区とは距離的にかなりの乖離があるにもかかわらず、所在地とかけ離れた大代インターチェンジの名称がつけられている。

このことは、当該インターチェンジが所在する金谷地区住民にとって長い年月の間、違和感を抱くものとなっており、住民間では名称がつけられた当初から折に触れて、改善できないものかと意見交換がなされてきたことに加え、近い将来、大代インターチェンジの改修が完了する機会を迎え、当該インターチェンジの名称変更は最後の機会と金谷地区住民は捉えている。

国は、こうした金谷地区住民の長年の悲願である大代インターチェンジの名称変更について、地域住民の意見を聴取する機会を設けると共に、当該地区の実情を鑑み、早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年2月27日

静岡県島田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
国土交通大臣

} 様

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡）に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、（中略）着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされていました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱いや、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

記

1. 見直しの概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- ・ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

（参考）学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

5. 留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。
※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

(参考) 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

6. 基本的感染対策

- ・ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

(参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- ・ 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>

- ・ 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>

1 開催日時

- ・ 5月20日（土） 19：00～ （3会場同時開催）

2 開催場所

- ・ 島田会場： 大津農村環境改善センター（大会議室）
- ・ 六合会場： 六合公民館（第1・2集会室）
- ・ 金谷会場： 金谷北地域交流センター（多目的ホール）

3 割り振り

島田会場 大津農村環境改善センター	六合会場 六合公民館	金谷会場 金谷北地域交流センター
☆横田川		☆清水
◎大関		
◎八木	○桜井	○大村
	石川	藤本
曾根	井上	山本
天野	平松	

☆会場責任者 ◎常任委員会委員長 ○常任委員会副委員長

経済
総務

4 開催方法

- ・ 対面式

5 意見交換の相手

- ・ 一般市民

6 周知方法

- ・ 島田市公式LINE
- ・ 議会だより88号（2月定例会号）（5月15日（月）発行）
- ・ 自治会連合会
- ・ コミュニティ委員会（金谷、六合）
- ・ 議員からの周知

7 次第

- ・ 議会活動報告（各常任委員会ごと）（各5分×3委員会）
- ・ 質疑応答
- ・ 会場別テーマ
- ・ 意見・情報交換

8 会場別テーマでの意見交換について

会場ごと異なるテーマを設ける。テーマは会場責任者を中心に担当議員で協議して決定。

・ 島田会場（案）

中心市街地活性化について、島田市立総合医療センターについて

・ 六合地区（案）

放課後児童クラブについて

・ 金谷地区（案）

新東名島田金谷インターチェンジ周辺事業について